

(総則)

第1条 北九州市立●●小学校給食調理等業務委託契約の契約書(以下「契約書」という。) 第2条第1項に規定する仕様書は、この仕様書とし、この仕様書で使用する用語は契約書で使用する用語と同意義とする。

(手引書等)

- 第2条 契約書第1条第1項第1号に規定する手引書等は、次のとおりとする。ただし、中学校給食調理等業務を実施しない学校(以下「未実施校」という。)においては、第1号から第5号までとする。
 - (1) 学校給食献立の手引
 - (2) 学校給食調理の手引
 - (3) 学校給食用日誌
 - (4) 北九州市学校給食用物資納品規格書
 - (5) 特記仕様書等
 - (6) 北九州市中学校給食配膳業務作業マニュアル

(給食基本人員等)

- 第3条 契約書第2条第2項に規定する給食基本食数は、1給食実施日において調理すべき 学校給食の数をいい、その数は「給食基本食数等一覧表」(別紙1)のとおりとする。
- 2 契約書第2条第2項に規定する給食基本日数は、契約期間中に給食を実施する予定の日 数をいい、その数は「給食基本食数等一覧表」(別紙1)のとおりとする。
- 3 契約書第2条第3項に規定する給食基準調理員数は、「給食基本食数等一覧表」(別紙 1)のとおりとする。
- 4 受注者は、給食を実施する日において、児童生徒の摂食開始時刻の30分前までに給食 を発注者が指定する職員の検食に供しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、発注者は、遠足、修学旅行その他の学校行事を実施するに当たり必要と認めるときは、前項に規定する検食を行う時刻を変更することができる。この場合において、発注者はその旨を事前に受注者に通知するものとする。

(委託料の支払い)

第4条 契約書第3条第1項に規定する委託料の請求方法は、各月において、その前月の委託業務の履行(8月25日から9月30日までの間の委託業務の履行は9月分の履行とする。)を完了した確認を受けた後に請求するものとし、その請求額は、未実施校及び中学校給食調理等業務を実施している学校(以下「実施校」という。)ともに、契約金額を契約期間中において給食を実施する予定の月数の55月で除して得た額(千円未満の端数は切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計は最終の請求月に加える。)に、消費税相当額及び地方消費税相当額を加えた額とする。

なお、消費税相当額及び地方消費税相当額は、委託業務履行月に適用される消費税率及び 地方消費税率により算定する。

2 契約書第3条第3項に規定する日割計算の方法は、契約金額を給食基本日数で除して得

- た額(1円未満の端数は切り捨てる。以下「1日単価」という。)に契約期間の始期から終期までの給食実施日数を乗じて得た額から、消費税相当額及び地方消費税相当額を除いた既支払額を減じて得た額に、消費税相当額及び地方消費税相当額加えて算出する。
- 3 契約書第3条第6項に規定する委託料の減額は、一日単価に給食を実施しなかった日数を乗じて得た額に、消費税相当額及び地方消費税相当額加えた額(1円未満の端数は切り捨てる。)を、この契約における各年度の最終月に係る請求額から減じるものとし、なお不足する額があるときは、これを受注者から徴収する。
- 4 契約書第3条第6項に規定する給食食数が大幅に減少した場合とは、給食基本食数の2 分の1未満の給食食数になったとき(中学校給食を実施しない日の当該給食食数を除く。) をいう(以下「減食実施日」という。)。
- 5 契約書第3条第6項に規定する、受注者の責めに帰すべき理由による減食実施日があるときは、1日単価に、当該減食実施日数を乗じて得た額に、消費税相当額及び地方消費税相当額加えた額(1円未満の端数は切り捨てる。)を、この契約における各年度の最終月に係る請求額から減じるものとし、なお不足する額があるときは、これを受注者から徴収する。
- 6 契約書第3条第7項に規定する各年度の給食を実施した日数が各年度の給食基本日数を 超える場合の委託料の増額は、1日単価に当該超えた日数を乗じて得た額に、消費税相当 額及び地方消費税相当額加えた額(1円未満の端数は切り捨てる。)を、この契約におけ る各年度の最終月に係る請求額と合わせて請求するものとする。
- 7 契約書第3条第7項に規定する給食を実施した日数については、次のとおり取り扱う。
 - (1) 給食を一部実施した場合は、給食を実施した日数とする。
 - (2) 各学期の給食開始日までに実施される清掃等の準備に要する日数は、給食を実施した日数としない。

(業務の分担区分等)

- 第5条 発注者又は受注者がそれぞれ分担する業務の内容は、未実施校においては「業務の 分担区分(小学校のみ)」(別紙2-1)、実施校においては、「業務の分担区分(親子方 式)」(別紙2-2)のとおりとする。
- 2 契約書第5条に定める業務計画書は、未実施校においては「1日の作業の流れ(小学校のみ)」(別紙3-1)、実施校においては「1日の作業の流れ(親子方式)」(別紙3-2)を参考に作成することとする。
- 3 受注者は、未実施校及び実施校の学校給食調理等業務の実施に当たり、あらかじめ発注 者が指定する2日間、前項の業務計画書に従い、100食の試食を調理し、さらに実施校 においては、当該校の給食基本食数を満たす食器食缶等を配膳して、発注者の承認を得な ければならない。この場合において、当該試食に要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 第2項から第3項の規定は、受注者が引き続き給食調理業務の委託を実施する学校については、原則として適用しない(別紙3-3)。

(業務報告書等)

- 第6条 契約書第6条第1項に定める業務報告日誌は、次に掲げる書類とし、未実施校においては第1号、第3号及び第4号を、実施校においては第1号から第5号を対象とする。
 - (1) 「学校給食日常点検票(衛生管理チェックリスト)」(別紙4-1)

- (2) 「学校給食日常点検票(衛生管理チェックリスト)中学校配膳室用」(別紙4-2)
- (3) 「学校給食従事者の健康調査票」(別紙5)
- (4) 「学校給食用調理日誌」(別紙6-1)
- (5) 「学校給食用調理日誌(配膳業務)」(別紙6-2)
- 2 受注者は、契約日の属する月の間において、第8条第1項第1号、第2号及び第6号に 規定する従事者にあっては10日間、第3号から第5号までに規定する従事者にあっては 5日間以上の研修を、当該従事者に対して行わなければならない。
- 3 前項に規定する研修の内容は、第2条第1項第5号に規定する特記仕様書の定めるところによる。
- 4 受注者は、第8条第1項各号に規定する全ての従事者に対する研修を各学期に最低1回 は行わなければならない。
- 5 受注者は、第2項及び前項に規定する研修を行おうするときは、事前に研修実施計画書を発注者に提出し、その承諾を受けた後に研修を行うものとする。受注者は、研修を行ったときは、研修を行った日時、場所、研修参加者の氏名及び研修の内容を記入した研修実施報告書を研修で配布した文書と併せて発注者に提出しなければならない。
- 6 第2項及び第4項に規定する研修の実施に要する費用は受注者の負担とする。
- 7 発注者は、委託業務を円滑に実施するために必要があると認めるときは、発注者の指定する日に会議を開催し受注者の出席を求めることができる。

(調查報告書等)

第7条 発注者は、委託業務の実施状況について調査するため、発注者の指定する時期に、 受注者に調理に使用する器具及び調理後の給食の衛生検査を実施させる。受注者は当該検 査を実施後、速やかに検査結果の写しを発注者に提出しなければならない。この場合の当 該検査に要する費用は受注者の負担とする。

(従事者の配置等)

- 第8条 受注者が配置する従事者の種類は次のとおりとする。
 - (1) 業務総括責任者
 - (2) 常勤の従事者
 - (3) 常勤の従事者以外の従事者(以下「パート従事者」という。)
 - (4) 中学校配膳業務従事者(発注者が配置を指定する学校に限る。)
 - (5) 前4号に掲げる者が欠勤した場合にその代替を行う者(以下「代替者」という。)
 - (6) 学校給食の経験を有する従事者(以下「学校給食経験者」という。)
- 2 契約書第9条第1項に規定する従事者の配置について提出を必要とする書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 業務総括責任者、常勤の従事者、パート従事者、中学校配膳業務従事者及び学校 給食経験者の氏名、生年月日、住所(住所は発注者が求める場合)、勤務時間、従 事者の種類及び栄養士免許又は調理師免許(以下「免許」という。)の有無を記載 した書類
 - (2) 代替者の氏名、生年月日、住所(住所は発注者が求める場合)、日常の勤務場所 及び免許の有無並びにその者が代替を行う従事者の種類を記載した書類
 - (3) 業務総括責任者については、勤務経験のある特定給食施設等名又は学校給食施設

名及び当該施設における勤務期間等を記載した書類

- (4) 常勤の従事者については、勤務経験のある調理施設名及び当該施設における勤務 期間等を記載した書類
- (5) 学校給食経験者については、勤務経験のある学校給食施設名及び当該施設におけ る勤務期間等を記載した書類
- (6) 業務総括責任者、常勤の従事者及び契約書第9条第5項に規定する学校給食経験 者については、免許の写し
- (7) 全従事者について実施した赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌(= E H E C。O 1 5 7 以外の他の腸管出血性大腸菌を含む。)の細菌検査の結果の写し(直近のものに限る。)
- (8) 全従事者について実施した健康診断(学校保健安全法施行規則(昭和33年文部 省令第18号)第13条に規定する健康診断の項目と同内容又は同内容以上である ことを要する。以下同じ。)の結果の写し(直近のものに限る。)
- 3 受注者は、契約期間中において、前項第7号の細菌検査にあっては毎月2回、前項第8号の健康診断にあっては毎年1回、全従事者について実施し、前項第7号の細菌検査にあっては翌月10日までに、前項第8号の健康診断にあってはその都度速やかに、結果の写しを発注者に提出しなければならない(ただし、「従事者の勤務経験証明書」提出時には添付する。)。
- 4 パート従事者の1従事日の勤務時間(休憩時間を除く。以下同じ。)は、受注者の定めるところによる。ただし、中学校配膳業務従事者及び代替者を除く全従事者の勤務時間の合計が、1従事日につき「給食基本食数等一覧表」(別紙1)の基準調理時間以上となるようにしなければならない。
- 5 中学校配膳業務従事者の1従事日の勤務時間は、受注者の定めるところによる。ただし、中学校配膳業務従事者の勤務時間の合計が、1従事日につき5.5時間以上となるようにしなければならない。
- 6 契約書第9条第10項に規定する書類には、委託業務から除外させた理由、その理由が 生じた日時、委託業務から除外させたことによる影響及び対応方法を記載し、委託業務か ら除外させた理由が、医学的な事項に係る場合は、医師の診断書の写しを添付しなければ ならない。
- 7 受注者が、契約書第9条第11項に規定する従事者の異動(当該従事者の業務履行場所を北九州市内の他の受託している学校に変更することをいう。以下同じ。)又は交替を行う場合の書類には、当該異動又は交替を行う従事者の氏名、理由及び月日を記載しなければならない。この場合において、新たに従事者となるものにあっては第2項の規定を準用し、業務から除外する者にあっては前項の規定を準用する。
- 8 受注者は、業務総括責任者が欠勤する場合、従事者の欠勤により契約書第9条第2項に 規定する常勤の従事者の数が不足する場合、又はその他従事者の欠勤により、従事者の勤 務時間の合計が第4項に規定する基準調理時間に満たなくなる場合は、直ちに代替者を業 務履行場所に配置するとともに、小学校長へ報告しなければならない。
- 9 受注者は、中学校配膳業務従事者の欠勤により、中学校配膳業務従事者の勤務時間の合 計が第5項に規定する時間に満たなくなる場合は、直ちに代替者を業務履行場所に配置す

るとともに、中学校長へ報告しなければならない。

- 10 受注者は、委託業務実施日ごとに、従事者の業務分担を決定し、第6条第1項第4号に規定する「学校給食用調理日誌」(別紙6-1)にその分担を記入しなければならない。
- 11 第2項第7号及び第8号並びに第3項に規定する細菌検査及び健康診断の実施に要する費用は受注者の負担とする。

(業務の従事制限)

- 第9条 受注者は、従事者が次の各号のいずれかの場合に該当するときは、業務に従事させ てはならない。
 - (1) 下痢、発熱、腹痛、嘔吐をしている場合
 - (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)に規 定する感染症又はその疑いがある場合
 - (3) ノロウィルスを原因とする感染症又はその疑いがある場合
 - (4) 化膿性疾患が手指・顔面にある場合
- 2 受注者は、従事者又はその同居者が前項第1号から第3号のいずれかに該当するときは、 直ちに発注者へ報告するとともに、必要な措置をとらなければならない。
- 3 受注者は、従事者の手指・腕に傷がある場合は、適切に処置させなければならない。
- 4 受注者は、下痢又は嘔吐をしている従事者については、速やかに前条第2項第7号に規 定する細菌検査など必要な検査を実施しなければならない。その際に要する費用は受注者 の負担とする。

(営業許可等)

第10条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者が指定する日までに食品衛生法(昭和22年法律233号)第52条第1項に規定する許可を受けなければならない。許可を受けるため必要な費用は受注者の負担とする。

なお、発注者が受注者と再度委託契約を締結した場合において、当該許可の有効期限が 満了していないときは、改めて許可を受ける必要はない。ただし、当該再度の契約期間中 に有効期限が満了したときは、改めて許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた場合、受注者は、北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき 措置の基準等に関する条例(平成12年北九州市条例第23号)別表第1に規定する食品 衛生責任者を配置しなければならない。
- 3 受注者は、この契約の履行に当たり、契約書頭書の業務履行場所に面する道路が、道路 交通法(昭和35年法律第105号)第8条第1項に規定する車両等が通行を禁止されて いる道路である場合は、車両通行開始前までに、全従事者の運転する車両について、同条 第2項に規定する警察署長による通行の許可を受けさせなければならない。当該許可を受 けるため必要な費用は受注者の負担とする。
- 4 受注者は、全従事者が前項の許可を受けたときは、直ちに当該許可証の写しを発注者に 提出しなければならない。

(費用の負担区分等)

第 11 条 契約書第 1 条第 1 項第 1 号に定める指定器材等については、未実施校においては 「指定機材等一覧表(小学校のみ)」(別紙 7 - 1)、実施校においては「指定機材等一覧 表(親子方式)」(別紙 7 - 2)のとおりとする。 2 契約書第24条第7項に定める経費の負担区分については、未実施校においては「経費の負担区分(小学校のみ)」(別紙8-1)、実施校においては「経費の負担区分(親子方式)」(別紙8-2)のとおりとする。

(その他)

第12条 学校給食の実施方法及び指定器材その他、変更がある場合は、双方協議の上、契約 変更等を行う場合がある。

給食基本食数等一覧表

1 給食基本食数·基準調理員数·基準調理時間

1 稍良基本良数•基準		小学校	中学	交				
小学校名	親子方式	給食基本 食数(食)	学校名 (区分)	給食基本 食数(食)	給食基本 食数(食)	基準調理 員数(人)		配膳員
大里南小学校*	0	404	柳西	541	945	5	42	\circ
西門司小学校*		411		0	411	3	24	
門司海青小学校	0	194	門司	301	495	3	25	0
門司中央小学校	0	138	東 郷	149	287	2	18	0
泉台小学校	0	450	篠崎	683	1,133	5	39	0
今町小学校	0	129	思 永	745	874	4	32	0
貴船小学校*	0	203	白 銀	186	389	3	28	0
寿山小学校*	0	257	霧 丘	611	868	4	35	0
西小倉小学校		850		0	850	4	28	
南丘小学校		281		0	281	2	14	
朽網小学校*	0	252	田原 (2年·3年)	548	800	4	35	
葛原小学校	0	794	湯川 (1年・教・特支)	214	1,008	5	39	
広徳小学校	0	379	広 徳	441	820	4	32	0
曽根小学校	0	802	曽根 (1年·教·特支)	280	1,082	5	39	0
曽根東小学校	0	454	曽根 (2年・3年)	461	915	5	39	
横代小学校*	0	638	横代 (1年・教・特支)	146	784	4	35	\circ
吉田小学校	0	516	吉 田	438	954	5	39	0
江川小学校	0	174	浅川 (1年・教・特支)	327	501	4	32	0
若松中央小学校		368	(= 1 3/1 13/2/	0	368	3	21	
祝町小学校*		114		0	114	2	17	
大蔵小学校		166		0	166	2	14	
河内小学校		34		0	34	1	7	
花尾小学校	0	514	花 尾	428	942	5	39	0
赤坂小学校	0	240	本城 (2年·3年)	297	537	4	32	\circ
医生丘小学校	0	269	浅川 (2年・3年)	539	808	4	32	
永犬丸小学校	0	437	永犬丸 (3年·教職員)	265	702	4	32	
折尾西小学校		504		0	504	4	28	
黒畑小学校*		332		0	332	3	24	
黒崎中央小学校*	0	481	黒 崎	447	928	5	42	0
筒井小学校	0	322	熊 西	488	810	4	32	0
則松小学校*	0	359	則松 (2年·3年)	337	696	4	35	0
引野小学校	0	397	引野	446	843	4	32	0
本城小学校*	0	634	本城 (1年·教·特支)	197	831	4	35	
八児小学校*	0	320	八児	232	552	4	35	0
あやめが丘小学校	0	420	飛幡	508	928	5	39	0
戸畑中央小学校		601		0	601	4	28	
中原小学校	0	300	中 原	310	610	4	32	0

2 給食基本日数

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
190	192	192	194	193	961

^{※「}小学校のみ」は小学校のみ給食を実施する場合 ※基準調理員数及び基準調理時間は、中学校配膳業務従事者を含まない。 ※学校名の横に*がある学校はリフト校

業務の分担区分(小学校のみ)

別紙2-1

	I was		<u> </u>
区 分	業務内容	北九州市	受託者
	学校給食運営の総括	0	
	学校行事(協議、打ち合わせ等)への協力		0
	献立作成	0	
	学校給食用日誌、献立表、検収書等(各月分)の作成配布	0	
	給食数等必要な事項の連絡	0	
	学校給食用日誌及び各種指示の確認・実施		\circ
 給食管理	学校給食用日誌の点検	0	
和良官性	検食の実施・評価	0	
	学校給食従事者の健康調査票の記入		0
	学校給食従事者の健康調査票の確認	0	
	上記書類等の作成配布	0	
	「「「「」」では、「」」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、	0	
	「「「「」」		0
	月末物資残量報告書・学期末乾麺残量報告書の作成及び保管		0
	学校給食用日誌(調理日誌・作業工程表・検収書)の記入		0
	上記の確認	0	
	調理		0
	四性		0
調理作業管理			0
	展示食の展示		0
	展示食の点検	0	
	配膳室での食缶等の児童への引渡し(声かけを含む。)		0
	食器具類等の洗浄消毒		0
A	食材の選定・調達	0	
食材管理	食材の点検・検収の実施・報告、納品伝票の整理		0
	食材の保管・在庫管理		0
	給食施設、主要な設備の設置・改修	0	
施設等管理	給食施設、主要な設備・その他の設備(調理器具、食器等)の管理		0
	給食施設、主要な設備・その他の設備(調理器具、食器等)の保守	0	
	勤務表の作成		0
 業務管理	当日業務(清掃を含む。)分担の決定・報告		\circ
未物目性	当日業務分担の決定の確認	0	
	緊急対応を要する場合の指示	0	
	衛生面の遵守事項の作成(マニュアル)	0	
	食材の衛生管理		0
	施設・設備(調理器具、食器等)の清掃等の衛生管理		0
/±= 11. /*****	従事者の衣服等の清潔保持状況等の確認		0
衛生管理	保存食の確保(原材料及び調理済食品)点検		0
	納入業者等の清潔保持状況等の確認		0
	衛生管理チェックリスト(日常点検票)の記入		0
	衛生管理チェックリストの点検・確認	0	
	調理従事者等に対する研修		0
	定期健康診断の実施及び結果の保管		0
 研修等	健康診断実施状況等の確認	0	
	検便(月2回)の実施及び報告		0
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	検便結果の確認	0	
労働	労災事故防止対策の策定		0
安全衛生	労災保険の加入		0

業務の分担区分(親子方式)

別紙2-2

<u> </u>		I		12-2
区分	業務内容	北九州市		壬 者中学校
	学校給食運営の総括	0		
	学校行事(協議、打ち合わせ等)への協力		0	0
	献立作成	0		
	学校給食用日誌、献立表、検収書等(各月分)の作成配布	0		
	給食数等必要な事項の連絡	0		
	学校給食用日誌及び各種指示の確認・実施		0	0
44 & AATTIII	 学校給食用日誌の点検	0		
給食管理	検食の実施・評価	Ô		
	学校給食従事者の健康調査票の記入		0	0
	学校給食従事者の健康調査票の確認	0		
	上記書類等の作成配布	Ö		
	「「「」」 「「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「	$\overline{}$		
	嗜好調査・喫食調査等への協力			0
	月末物資残量報告書・学期末乾麺残量報告書の作成及び保管		0	
	学校給食用日誌(調理日誌・作業工程表・配膳日誌・検収書)の記入		0	0
	上記の確認			
	調理		0	
	配食・配膳		0	0
調理作業管理	展示食の展示			
	展示食の点検			
	配膳室での食器食缶等の児童生徒への引渡し(声かけを含む。)		0	0
	食器食缶等の洗浄消毒		0	
	小学校において、食器食缶等を、運搬コンテナ車に積み込み		0	
	小学校において、運搬コンテナ車を、給食室搬出入口に移動		0	
	小学校において、運搬コンテナ車を、給食室内から配送車に搬出	0		
	中学校において、運搬コンテナ車を、配送車から配膳室内に搬入	0		
	中学校において、食器食缶等を、運搬コンテナ車から取り出し			\cap
配送作業管理	中学校において、食器食缶等を、運搬コンテナ車に積み込み			$\overline{}$
	中学校において、運搬コンテナ車を、配膳室搬出入口に移動			$\overline{}$
	中学校において、運搬コンテナ車を、配膳室内から配送車に搬出	0		
	小学校において、運搬コンテナ車を、配送車から給食室内に搬入	0		
	小学校において、食器食缶等を、運搬コンテナ車から取り出し		0	
	食材の選定・調達	0		
 食材管理	食材の点検・検収の実施・報告、納品伝票の整理		0	0
	食材の保管・在庫管理		0	0
	給食施設、主要な設備の設置・改修	0		
	給食施設、主要な設備・その他の設備(調理器具、食器等)の管理		0	
	給食施設、主要な設備・その他の設備(調理器具、食器等)の保守	0		
施設等管理	配膳施設、主要な設備の設置・改修	0		
	配膳施設、主要な設備・その他の設備(食器食缶等)の管理		0	0
	配膳施設、主要な設備・その他の設備(食器食缶等)の保守			
	動務表の作成		0	
	動物表のTFRX 当日業務(清掃を含む。)分担の決定・報告		0	
業務管理	ヨロ未傍(桐舟を含む。) 万担の伏足・報告 当日業務分担の決定の確認	0		
	ヨロ末傍が担の伏足の確認 緊急対応を要する場合の指示			
<u> </u>		$\sqcup \cup \sqcup$		

業務の分担区分(親子方式)

別紙2-2

区分	業務内容	北九州市		毛 者
	未 切 PJ 台 	407071110	小学校	中学校
	衛生面の遵守事項の作成(マニュアル)	0		
	食材の衛生管理		\circ	\circ
	施設・設備(調理器具、食器等)の清掃等の衛生管理		0	0
 衛生管理	従事者の衣服等の清潔保持状況等の確認		0	0
倒土自生	保存食の確保(原材料及び調理済食品)点検		0	0
	納入業者等の清潔保持状況等の確認		0	0
	衛生管理チェックリスト(日常点検票)の記入		0	0
	衛生管理チェックリストの点検・確認	0		
	調理従事者等に対する研修			$\overline{}$
	定期健康診断の実施及び結果の保管			
研修等	健康診断実施状況等の確認	0		
	検便(月2回)の実施及び報告			\supset
	検便結果の確認	0		
労働安全衛生	労災事故防止対策の策定		()
刀側女王開生	労災保険の加入		(\supset

1日の作業の流れ(小学校のみ)

別紙3-1

	項目	内 容	参考資料
推	朝の打合せ	① 当日の打合せ・・従事者の健康調査 献立の説明・担当の確認 給食人員・予定配食量の確認 衛生管理の留意点等 除去食調理の確認② 更衣 ・・・・・清潔な作業着の上に白衣と帽子着用	・健康調査票 ・日常点検票 ・学校給食献立の手引 ・学校給食調理の手引 ・学校給食用日誌 調理日誌
	作業の準備	 手洗い 使用水の遊離残留塩素、温度・湿度測定 牛乳保冷庫、物資用冷蔵庫及び冷凍庫、保存食用冷凍庫の温度確認 施設・設備・器具等の消毒 在庫品の出庫・納入物資の検収 保存食原材料の採取 	作業工程表 作業動線図 (配膳日誌) ・学校給食用物資納品 規格書
調理	調理出来上りの確認	計量・材料の下処理・裁断・加熱調理・調味 ⇒調理(加熱・冷却)の温度・時間の確認 栄養教諭等	・学校給食用日誌 作業工程表に基づく 調理作業実施 ・学校給食献立の手引
配	保存食の採取 献立の配膳見本展示	調理済み食品 献立の配膳見本をサンプルケースへ展示	・学校給食調理の手引
食	配 食 の 確 認 配 度 の な 認 配 勝 の 立 会 い	① 学級人員別に食缶に配食② 配膳棚の所定の場所へ配膳 栄養教諭等による点検 各階配膳室含む	・配食早見表参考
洗 浄 等	後片づけ	使用水の遊離残留塩素測定 調理に使用した機器類の洗浄	
	検 食	学校長等管理者が実施 	・検食簿
供食	選 搬 配 膳 食 事 後 片 づ け	学級担任と児童による配膳室~学級への運搬 学級担任と児童による食器・食缶の給食室への返却	*児童・学級担任が 担当する。
洗 洗 净	返却時の立会い 残 食 調 査 食 器 類 洗 浄 消 毒 ・ 保 管	給食室のみ ① 残食量を主食・副食・牛乳に区別し、観察計量・記録場合によっては、献立毎に実施。 ① 洗浄 (学校予備の箸等を含む) ② 消毒・保管 (")	・学校給食日誌 ・学校給食調理の手引
・ 片 付 け	調理室清掃残渣処理	③ 翌日使用の調理機器の準備① 作業終了後の清掃 床・食品庫・冷蔵及び冷凍庫・排水溝・リフト・ リフト用運搬車・台車・パンラック・グリーストラップ等	
	機器類・調理室 点 検 給食室の清掃	② 塵芥の処理① 牛乳保冷庫、物資用冷蔵庫・冷凍庫、保存食用冷凍庫の 温度確認含む① 配膳室・物品庫・休憩室等	
	日々の記録	② 塵芥保管場所③ 物資納入口の外周辺① 当日使用材料・数量等の記入	・学校給食用日誌
	口 ベ の 記 嫁	① 当日使用材料・数量等の記入 ② 当日の調理作業の反省及び記録 ③ 翌日の献立と物資の確認	・学校給食用日誌・学校給食献立の手引・学校給食調理の手引・日常点検表

小学校(給食室)

中学校(配膳室)

朝の打ち合わせ

①当日の打ち合わせ

従事者の健康調査

献立の説明・担当の確認

給食人員・予定配食量の確認

衛生管理の留意点等

除去食調理の確認

②更衣・・・清潔な作業着の上に白衣と帽子着用

作業の準備

- ①手洗い
- ②使用水の遊離残留塩素測定、気温・湿度測定
- ③冷蔵庫および冷凍庫、保存食用冷凍庫の温度確認
- ④施設設備、器具等の点検、消毒

出庫・検収

- ①在庫品の出庫・納入物資の検収
- ②原材料保存食の採取

中学校分

小学校分

調 理

計量・材料の下処理・裁断・加熱調理・調味 ⇒ 調理(加熱・冷却)温度、時間の確認、記録

出来上がりの確認

※献立によっては、小学校・ 中学校分を同時刻に仕上げる こともある。

保存食の採取

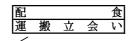
・釜ごと

出来上がりの確認

食器・食缶をコンテナ車に 収納し、配送事業者へ。

保存食の採取・釜ごと

中学校へ配送



後片付け

使用水の遊離残留塩素測定 調理に使用した機器類・器具類の洗浄 冷蔵庫および冷凍庫、保存食用冷凍庫の温度確認

食器・食缶の返却

回収

配送事業者よりコンテナ車を回収

 残食量調査

 おかずのみ

残 食 量 調 査 主食・牛乳・おかす

食器類洗浄・消毒

洗浄し、消毒保管庫へ収納 コンテナの清掃

給食室清掃

- ①作業終了後の清掃
- ②残渣処理
- ③機器類の点検

準 備

- ①従事者の健康調査・更衣
- ②手洗い
- ③冷蔵庫・冷凍庫および保存食用冷凍庫の温度確認

清 掃

配膳棚・配膳台の清掃

出庫・検収

当日使用食品(直納品)の出庫 翌日使用食品(直納品)の検収 当日使用食品(主食及び牛乳)の検収

配 分

当日使用食品(直納品)を学級人員ごとに配分 主食(パン及び牛乳)を学級人員ごとに配分 → 配分した物を学級ごとに配膳

受け入れ・配膳

コンテナ車を配膳室内に配置、又は、食器食缶等を コンテナ車から取り出し、学級ごとに配膳

保存食の採取 サンプルの展示

運搬 立会い

配膳室での給食当番への受け渡しに立ち会う

返 却 立 会 い

配膳室への返却に立ち会う

残食量調査

主食、牛乳および一食物の残食量計量

配送車へ受け渡し

食器食缶等をコンテナ車に収納し、配送事業者へ渡す

後片付け

残食計量用ポリペールやゴミ箱の洗浄

配膳室清掃

配膳棚

冷蔵庫・冷凍庫の清掃

配膳室全体の清掃

冷蔵庫・冷凍庫、保存食用冷凍庫の温度確認

学校給食調理等業務委託に係る試作の実施回数

区分	中学校給食実施	試作(事前練習)
更新校	未実施校	2回
更利权	実施校	2回 (配膳業務含む)

[※]更新前後で受託業者が変更になった場合のみ実施。

学校給食日常点検票(衛生管理チェックリスト)

検	查	日	月	日 ()	天気	調	理	前	調	理	中	確	校	長	
							温度		J	温度		$^{\circ}$	認	教	頭	
作	成	者					湿度		%	湿度		%	欄			

*評	価欄に	こ、該	当する場	場合は「○」、該当しない場合は「×」を評価欄に記入すること。(評価不明の場合は「斜線」)
, F	5検項	Ħ	評価	点 検 内 容
				給食室の清掃・清潔状態はよい。
				調理室には、調理作業に不必要な物品等を置いていない。
				主食置場、容器は清潔である。
				床、排水溝は清潔である。
	施	設		調理用機械・機器・器具は清潔である。
				冷蔵庫内は整理整頓され、清潔である。
作		٠		機械、機器の故障の有無を確認した。
	設	備		食品の保管室の温度・湿度は適切である。
	HA.	MII		冷蔵庫・冷凍庫(ただし、保存食の保管のための専用冷凍庫については-20℃以下) の温度は適切である。
				食器具、容器や調理用器具は乾燥しており、保管場所は清潔である。
				手洗い施設の石けん液、アルコール、ペーパータオル等は十分にある。
				ねずみやはえ、ごきぶり等衛生害虫は出ていない。
				作業前に十分(5分間程度)流水した。
	使 月	月 水		使用水の外観(色・濁り)、臭い、味を確認した。(異常なし、異常あり)
業				遊離残留塩素について確認し、記録した。 (0.1mg/L以上あった) (mg/L)
'				食品は、検収室においてあらかじめ定めた検収担当者が立ち会い受け取った。
				品質、鮮度、包装容器の状況、異物の混入、食品表示等を十分に点検し、記録した。
	検	収		納入業者は衛生的な服装である。
				納入業者は検収時に下処理室や調理室内に立ち入っていない。
				食品は、食品保管場所に食品の分類毎に衛生的に保管した。
				調理衣・エプロン・マスク・帽子は清潔である。
		服装		履物は清潔である。
	学	等		適切な服装をしている。
前	校	,		爪は短く切っている。
	給食	手洗		石けん液やアルコールで手指を洗浄・消毒した。
	従			下痢をしている者はいない。
	事	健		発熱、のどの痛み・咳・息苦しさ・鼻水・頭痛などの風邪症状、倦怠感、嗅覚・味覚異常、腹痛、嘔吐をしている者はいない。
	者	康		本人や家族に感染症又はその疑いがある者はいない。
		態		感染症又はその疑いがある者は医療機関に受診させている。
				手指・腕・顔面に傷又は化膿性疾患がある者はいない。
				エプロン・履物等は下処理専用を使用している。
作	 下 _b	D 理		加熱調理用、非加熱調理毎に下処理した。
	' ^			下処理終了後、容器・器具の洗浄・消毒を確実に行った。
				野菜類等は流水で十分洗浄した。
				原材料は適切に温度管理した。
業				作業区分ごとに手指は洗浄・消毒した。
*				魚介類・食肉類、卵等を取り扱った手指は洗浄・消毒した。
	調用	里 時		調理機器・容器・器具は食品・処理別に専用のものを使用した。
	H/HJ -	T. 11		加熱調理においては、十分に加熱し(75 $\mathbb C$ 、1分間以上)、その温度と時間を記録した。
				加熱処理後冷却した食品は、十分に冷却したか確認し、温度と時間を記録した。
中				調理終了後の食品は二次汚染を防止するため適切に保管した。
				床に水を落とさないで調理した。

作	使 用	水	食品を水で冷却する場合は、遊離残留塩素について確認し、温度と時間を記録した。 調理作業終了時に、遊離残留塩素は確認して記録した。 (0.1mg/L以上あった) (mg/L)
業	保存	食	原材料、調理済み食品をすべて50g程度採取した。 釜別に採取した。 保存食容器(ビニール袋等)に採取し、-20℃以下の冷凍庫に2週間以上保存した。 採取、廃棄日を記録した。(廃棄日 月 日)
中	配	食	調理終了後の食品を素手で扱っていない。 飲食物の運搬には、ふたを使用した。 配食時間は記録した。 食缶を床上60cm以上の置台等に置いた。

			(年記)マア(よ) 法 マュー ょめ 。 カ カムコは [八)マキャ						
1.			便所に石けん液、アルコールやペーパータオルは十分にある。						
便	所		調理衣、履物等は脱いだ。						
			用便後の手指は確実に洗浄・消毒した。						
≓IFI	押 ウ の		部外者が立ち入った。(氏名: 時間:)						
	理室の		部外者の健康状態を点検・記録した。 (健康状態 良 否)						
127			部外者は衛生的な服装であった。						
			主食・牛乳や調理場を経由しない直送品は、検収票に基づき十分に点検し記録した。						
中当	2校配膳室		牛乳等温度管理が必要な食品は保冷庫等により適切に保管した。						
			受配校搬入時の時刻を記録した。						
	二二/六 二二0天		調理終了後、速やかに喫食されるよう配送や配膳にかかる時間は適切である。(2時間以内)						
作	配送・配膳	搬出時刻を記録した。(親子校)							
			器具・容器等の使用後の洗浄・消毒は、すべて食品が調理場内から搬出された後に行った。						
	食器具・容器・器具の		食器具、容器や調理用器具は、確実に洗浄・消毒した。						
	洗浄・消毒		食器具、容器や調理用器具の損傷を確認し、乾燥状態で保管した。						
			分解できる調理機械・機器は、使用後に分解し、洗浄・消毒、乾燥した。						
業			調理に伴う廃棄物は、分別し、衛生的に処理されている。						
	廃 棄 物		返却された残菜は、非汚染作業区域に持ち込んでいない。						
	の処理		残菜容器は清潔である。						
			廃棄物の保管場所は清潔である。						
	A 11		給食物資以外のものは入れてない。						
後	食 品 保 管 庫		通風、温度、湿度等の衛生状態は良い。						
	W B F		ネズミやはえ、ごきぶり等衛生害虫はいない。						

学校給食日常点検票(衛生管理チェックリスト)

(中学校配膳室用)

R2.12改訂

	平成	年	В	日()		(配膳)		(配膳後)		中学校
検査日	十八八	+-	<u>л</u>	н ()				時		校長
	天気					配膳室		Fi) //	H./1	<i>)</i> 3	確認欄
	気温			$^{\circ}\! \mathbb{C}$		の 温度	温度		温度		
		-				湿度		℃		<u>°C</u>	
作成者							湿度		湿度		
								%		<u></u> %	

	価欄に 点検項			合は「○」、該当しない場合は「×」を評価欄に記入すること。(評価不明の場合は「斜線」) 点 検 内 容
<u>بار</u>	以快归	, H	評価	点 快 円 谷 配膳室の清掃・清潔状態はよい。
				配膳室には、配膳作業に不必要な物品等を置いていない。
				主食置場、容器は清潔である。
	施	設		床は清潔である。
				機器・器具類は清潔である。
	,	•		冷蔵庫・冷凍庫内は整理整頓され、清潔である。
	設	備		機器・器具類の保守、故障の有無、故障の機器及び箇所名を確認した。
	HX	tmu		牛乳保冷庫(10℃以下)、冷蔵庫(10℃以下)、冷凍庫(−18℃以下)、保存食用冷凍庫 (−20℃以下)の温度は適切である。
				手洗い施設の石けん液、アルコール、ペーパータオル等は十分にある。
配				ねずみやはえ、ごきぶり等衛生害虫は出ていない。
Ì				食品は、検収する場所において立ち会い、受け取った。
				┃ ┃品質、鮮度、包装容器の状況、異物の混入、食品表示等を十分に点検し、記録した。
				主食・牛乳・副食(おかず)の検収をし、記録した。
				納入業者は衛生的な服装である。
	検	収		納入業者は検収時に配膳室内に立ち入っていない。
				牛乳等温度管理が必要な食品は保冷庫等により適切に保管した。
				食品を入れた容器を直接床に置いていない。
				冷蔵庫、冷凍庫等には給食物資以外のものは入れてない。
膳				作業着・マスク・帽子は清潔である。
	配膳	服		履物は清潔である。
		装		適切な服装をしている。
		等		爪は短く切っている。
	業	手洗い		石けん液やアルコールで手指を洗浄・消毒した。
	業務	子近い		下痢をしていない。
	従	健		ア州でしていない。 発熱、のどの痛み・咳・息苦しさ・鼻水・頭痛などの風邪症状、倦怠感、嗅覚・味覚異常、腹痛、嘔吐をしている者はいない。
	事者	康		
	11	状		本人や家族に感染症又はその疑いがある者はいない。
室		態		感染症又はその疑いがある者は、医療機関に受診させている。
				手指・腕・顔面に傷又は化膿性疾患はない。
				品目ごとに全て採取した。(米飯は、50g程度)
	保存	字 食		保存食容器(ビニール袋)に採取し、-20℃以下の冷凍庫に2週間以上保存した。
				採取、廃棄日を記録した。(廃棄日 月 日)
	便	所		作業着、履物等は脱いだ。
		121		用便後の手指は確実に洗浄・消毒した。
				残菜の処理は適切に行った。
		ヒ廃品		その他の廃品の処理は適切に行った。
	のタ	几 理		残菜容器は清潔である。
				廃棄物の保管場所は清潔である。

検査年月日 令和 年 月 日

R2.12改訂
学校長確認欄

学校給食日常点検票 (検食・給食当番衛生管理チェックリスト)

*評価については、該当する場合は「○」、該当しない場合は「×」を評価欄に記入すること。

点検項目	評価	点 検 内 容
		検食は、児童生徒の摂食30分前に実施している。
松伞		加熱調理や冷却は、適切に行っている。
│ 検 食		異味、異臭、異物等の異常はない。
		検食結果については、時間等も含め記録した。

*学校長が学級に下記の内容について注意を喚起し、異常の報告を受けなかった。

点検項目	評価	点 検 内 容								
		下痢をしている者はいない。								
給食当番	発熱、のどの痛み・咳・息苦しさ・鼻水・頭痛などの風邪症状、倦怠感、嗅覚・味覚異常、腹痛、嘔吐をしている									
和及∃街		衛生的な服装をしている。								
		手指は確実に洗浄した。								

学校給食従事者の健康調査票(令和 年 月)

北九州市立	学校
氏名()

はい・・・○、いいえ・・・×(該当しない場合…斜線)

	<u> </u>	<u>, ۷ .۷ .</u> ~	・・へ(改	ヨレない場	合…斜線		
		1	2	3	4	5	
日	体 温 (出勤前)	下痢をしていない	常、腹痛、嘔吐をしていない症状、倦怠感、嗅覚・味覚異さ・鼻水・頭痛などの風邪発熱、のどの痛み・咳・息苦し	本人や家族に感染症又は	受診している 要談になる場合は医療機関に 感染症又はその疑いが	化膿性疾患はない手指・腕・顔面に傷又は	対応 ※左記項目に、×がついた場合の状況とその措置を記入
1	$^{\circ}\mathrm{C}$						
2	$^{\circ}$						
3	°C						
4	°C						
5	°C						
6	$^{\circ}$ C						
7	$^{\circ}$						
8	°C						
9	$^{\circ}$						
10	$^{\circ}$						
11	$^{\circ}$						
12	$^{\circ}$						
13	$^{\circ}\!\mathrm{C}$						
14	$^{\circ}$						
15	℃						
16	℃						
17	℃						
18	℃						
19	$^{\circ}$						
20	℃						
21	$^{\circ}$						
22	$^{\circ}$						
23	$^{\circ}$						
24	$^{\circ}$						
25	℃						
26	℃						
27	℃						
28	℃						
29	℃						
30	℃						
31	$^{\circ}$ C						

			1	1 224 1-4-			1	33.C. Lulu	-	, .					⇒ = -	1 47 27 34	: I \ N:	1-1	₩. ===	مابيل
₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩	○曍			小学校	内職員	皇室 内 給食室	甲	学校		内暗	員室				記	人者 栄養	士主	1±:	教頭	校
A地区 ○月○日 B地区 ○月○日	○曜	給食数		人		人			人			人								
	児童1人分量	g 総使用量kg	献		生徒1人生	分量g 総使用量kg	g		検	収		☆原材料保存	8		品		食			
材料名	可食量使用	量 (使用量 ×給食数)	立 名	材料名	可食量使	走用量 (使用量 ×給食数)	合算使用量kg	検巾 日	以日時 時間	品温(℃)		●調理済保存	5		品 ~		- P. - 乳.			
	●99		麦	米・麦(生徒)	110				:			● 阙 生 併 床 行					-4L			
米・麦 中 下	88 66		麦ご飯・	米・麦(職員)	99				:			さばのみそ煮	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	時	一 分 残	①ラけい	みそ煮			
●牛乳	206		牛	牛乳	206				:							②ゆかり	和え			
☆(冷)さば切身	60		乳.	(冷)さば切身	60				:				$^{\circ}\!\mathbb{C}$	時	分	③若竹注				
☆しょうが		.3	さ	しょうが	1	1.3			:			ゆかり和え(キャベ				(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c				
三温糖	5		ばの	三温糖	5				:			ツ)	°C	n-t-		È	E食			
みりん しょうゆ(こいくち)	5			みりん しょうゆ(こいくち)	1 5				:			温 度 管	$^{\circ}$ C	時	分		•			
麦みそ	5		みそ	麦みそ	5				:			受				4	-乳			
水	20 ~3	30	煮・	水		~30			:			理 若竹汁	$^{\circ}\!\mathrm{C}$	時	分生	(1) L 1, 12 ~	7. 7. =			
三温糖	1		ゅ	[三温糖	1									•		田 タはい	みて煮			
麦みそ	1		か	麦みそ	1				:						量		和え			
2- 000	0.5		り和	20. 0.00	10	55.4			:				$^{\circ}$ C	時	分	€ · F / 3 · 9	1177			
キャベツ		11	え	キャベツ		57.4			:							③若竹?	ŀ			
しそ粉 しょうゆ(こいくち)	0.35		١٠ ⊦	しそ粉 しょうゆ(こいくち)	0.49 1.26				:				$^{\circ}$	時	分		計画社	メモ		
04764(04.49)	0.3		若竹	0x /17 (CV \ 9)	1.20				:	+				HZ		行汁	10月上	E/. C		
たけのこ水煮	20		汁	たけのこ水煮	28				:			ナボのファッキ		n±:	— ×	(にんじん	、たまねぎ	は、せん	ん切りに	する
で塩わかめ	3] "	塩わかめ	4.2				:			さばのみそ煮		時		作り方>				
なにんじん	5 5			にんじん		7.84			:			ゆかり和え		時	7-N	だしをとり、				、煮
たまねぎ	5 5	.3		たまねぎ		7.42			:			哲己		ed	2	. あくをとり、				
しょうゆ(こいくち)	0.6		1	しょうゆ(こいくち)	0.84				:			食 若竹汁		時		. 調味し、た . 塩で味を			5 。	
しょうゆ(うすくち) こんぶ(だし用)	0.6		-	しょうゆ(うすくち) 「こんぶ(だし用)	4.2 0.84				:			間			$ \mid$ 4	. 温で味を	こといえる。			
かつお節(だし用)	2.5			かつお節(だし用)	3.5				:					時	分					
. 水	120 ~13	30		水	168	~182			:					時						
塩	0.1			塩	0.14				:					н ф	分					
			-						:			さばのみそ煮	1	0						
									:			係ゆかり和え	1	.4						
									:			级								
									:			若竹汁		.4						
	1人3	· 分量g	┨			1人分量g			:			区分 保冷庫 生乳 物	1資 物質	冷凍庫 資 保存	字食					
さばのみそ煮				さばのみそ煮					:			作業前								
かり和え しゅう				ゆかり和え					:			(℃)			7.1			715		
告竹汁				若竹汁					:			作業後 (℃)			休務者			代替者		

学校給食用調理日誌(配膳業務) (例)

	地区 〇月〇日 地区 〇月〇日		給食数		人	配膳員	給 調理	食業	養士		学校主任	中 ⁴ 校	学校 :長
献立名	●麦ご飯 ●	牛乳 さ	さばのみそ	煮ゆた	かり和え	若竹汁				1			
								7	剣収				
	さばのみそ煮		(1切) =		 		日	納入数	時	間	品温(℃)	良 否	保管
配金	ゆかり和え					麦ご飯 110g				:			
食量	若竹汁				g	麦ご飯 99g				:			
					牛乳				:				
配	記 給食室出発時刻			時	分	直納品 保存食	2		2	П			
車	送 車 受配校到着甲			時 分			作業前(℃)			作業後(℃)			
受け	さばのみそ煮		$^{\circ}$	時	分	保存食							
入れ	ゆかり和え		$^{\circ}$ C	時	分	牛乳							
時の	若竹汁		$^{\circ}$ C	時	分	冷蔵庫							
温度						冷凍庫							
	主食		kg		%	【備考】							
	牛乳	1			%								
残。	さばのみそ煮	でのみそ煮			%								
残食量	ゆかり和え		kg		%								
	若竹汁		kg		%								
			kg		%								

※小学校2校で、中学校分を作っている学校について

- (1)中学校直納品(主食、牛乳、一食物など)の残食量は、配膳室でそれぞれを全校分まとめて計量し、 職員室分を作っている小学校の調理日誌(配膳日誌)に記入してください。
- (2)また、「受け入れ時の温度」欄は、職員室分のみを計測して記入し、職員室分を調理しない学校の配膳日誌には、斜線をひいておきましょう。

	器
番号	品名
1	牛乳保冷庫
2	物資用冷蔵庫
3	保存食用冷凍庫
4	物資用冷凍庫
5	給湯ボイラー
6	食器洗浄機
7	食器洗浄機受台
8	食器消毒保管庫
9	食缶器具消毒保管庫
10	包丁まな板殺菌庫
11	ガス回転釜
12	スチームコンベクションオーブン
13	フライヤー
14	球根皮剥機
15	野菜裁断機
16	ミキサー
17	シンク(三槽・二槽)
18	シンク(移動)
19	調理台
20	荷受台
21	移動台
22	リフト用ワゴン車
23	パンラック
24	扇風機
25	上皿自動秤
26	展示用サンプルケース
27	食器(皿)
28	食器(碗)
29	食器かご
30	食缶
31	中心温度計
32	ザル受け台
33	缶切り機(ハンドル式)
34	塩素濃度測定器
35	台車
36	ザル
37	スプーン(丸型)
38	お玉
39	トング
40	ボール
41	配膳盆
42	給食室及び給食室に付属する設備
43	アルコール噴霧器
44	その他市が指定する器材

指定器材等一覧表(親子方式)

小学校給食室設置厨房機器

番号 名 牛乳保冷庫 1 2 物資用冷蔵庫 3 保存食用冷凍庫 4 物資用冷凍庫 5 給湯ボイラー 6 食器洗浄機 食器洗浄機受台 8 食器消毒保管庫 9 食缶器具消毒保管庫 10 包丁まな板殺菌庫 11 ガス回転釜 12 スチームコンベクション 13 フライヤー 14 球根皮剥機 16 ミキサー シンク (三槽) 17 18 シンク (移動) 19 調理台 20 荷受台 21 移動台 22 リフト用ワゴン車 23 パンラック 24 扇風機 25 上皿自動秤 26 展示用サンプルケース 27 食器(皿) 28 食器(碗) 29 食器かご 30 食缶 31 中心温度計 32 ザル受け台 33 |缶切り機(ハンドル式) 34 塩素濃度測定器 35 台車 36 ザル 37 スプーン(丸型) 38 お玉 39 トング 40 ボール 41 配膳盆 42 | 給食室及び給食室に付属する設備 43 アルコール噴霧器 44 その他市が指定する器材

中学校使用機器

	《伊用機希							
番号	保管場所	品名						
1		牛乳保冷庫						
2		冷凍冷蔵庫						
3		保存食用冷凍庫						
4		デジタルはかり						
5		配膳棚						
6		サンプルケース						
7	中学校	献立白板						
8	中子仪	人員白板						
9		事務用机						
10		事務用椅子						
11		ポリペール						
12		残乳計量バケツ						
13	<u> </u>	掃除道具入れ						
14		配膳室及び配膳室に付属する設備						
15		食器(お椀)						
16		食器(二ツ仕切皿)						
17		食器かご						
18		スプーン(丸型)						
19		スプーンかご						
20		角型二重保温食缶(4ℓ、7ℓ、10ℓ)						
21	小学校	丸型二重保温食缶(16ℓ)						
22		配膳盆						
23		おたま						
24		麺用おたま						
25		中華サービススプーン						
26		バットサーバー						
27		トング						
28		運搬コンテナ車						
29	その他	市が指定する器材						

経 費 の 負 担 区 分(小学校のみ)

	受注者 (受託者)
指定器材等の購入費	受託者の人件費及び法定福利費
水道・光熱費(調理従事員室に係るものを	 受託者の福利厚生費
除く)	又記名の個型序工員
P/\ \ /	 受託者の保健衛生費(健康診断・検便等)
食器及び食缶類の購入費	文而中心体医用工具(医脉形面 "从区内)
KIII/O KII/WWW.	 調理従事員室の光熱費
指定物品等の修繕費(消耗によるもの)	
Tan Change of the Control of the Con	 受託者の被服費・洗濯費
食材料費	
	営業経費
防鼠・防虫等の害虫駆除費	
	研修に関する費用
調理用消耗品の購入費(ボール・ざる・まな	
板・包丁等調理機具・ラップ・各種ビニール	指定物品等の修繕費(受託側の過失責任に
袋等消耗品)	よる場合)
検収表、作業日報等必要関係書類に関する	調理外消耗品の購入費(清掃用具等受託者
経費	負担分)
	/a 는 My uu ヰ ユ ヾハノa 는 ヰ
	通信機器費及び通信費
	<i>₩1</i> ℃ 구 日 ※3
	雑貨、文具類
	 営業許可及び通行許可の申請にかかる
	呂未計可及び地17計可の中間にががる 費用
	X/11
	 その他の経費

経費の負担区分(親子方式)

発注者 (北九州市)	受注者 (受託者)
指定器材等の購入費	受託者の人件費及び法定福利費
水道・光熱費(調理従事員室に係るものを	受託者の福利厚生費
除く)	
	受託者の保健衛生費(健康診断・検便等)
食器及び食缶類の購入費	調理従事員室の光熱費
 指定物品等の修繕費(消耗によるもの)	調理化事員至の元款員
1日人に初出 (マンドシが日東 (1日本にて る る ひ マン)	 受託者の被服費・洗濯費
食材料費	
	営業経費
防鼠・防虫等の害虫駆除費	
	研修に関する費用
調理用消耗品の購入費(ボール・ざる・まな板・包丁等調理機具・ラップ・各種ビニール	 指定物品等の修繕費(受託側の過失責任に
似・己」寺嗣垤機具・ノッノ・台種ヒーール 袋等消耗品	指足物
X (II) WHAH	S 4.20 H
中学校配膳室清掃用具等	調理外消耗品の購入費(清掃用具等受託者
	負担分)
中学校教室用残食ビニール袋	
	通信機器費及び通信費
検収表、作業日報等必要関係書類に関する 経費	雑貨、文具類
NT A	
	営業許可及び通行許可の申請にかかる
	費用
	その他の経費